

第18号議案

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を守るため、指定された区域内におけるバーベキュー等及び指定された区域内・時間におけるプレジャーボート等の航行を禁止することについて、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

第2条に次の3号を加える。

(8) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。

(9) プレジャーボート等 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国又は地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(10) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

第8条第4項中「当該喫煙禁止区域の市民，事業者，関係団体等」を「関係地域の市民，事業者，団体等」に改める。

第15条の次に次の4条を加える。

(バーベキュー等禁止区域の指定等)

第15条の2 市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。

(バーベキュー等の禁止)

第15条の3 何人も、前条第1項の規定により指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

(プレジャーボート等航行禁止区域の指定等)

第15条の4 市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域として、プレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又はプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のプレジャーボート等航行禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(プレジャーボート等の航行の禁止)

第15条の5 何人も、前条第1項の規定により指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等を航行させる場合
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等を航行させる場合

第18条に次の2号を加える。

- (7) 第15条の3の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者
- (8) 第15条の5の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
(バーベキュー等禁止区域及びプレジャーボート等航行禁止区域の指定に係る準備行為)
- 2 市長は、施行日からこの条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定するバーベキュー等禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からバーベキュー等禁止区域として指定する旨を告示することができる。
- 3 市長は、施行日から新条例第15条の4第1項に規定するプレジャーボート等航行禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からプレジャーボート等航行禁止区域として指定する旨及び当該区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を告示することができる。
- 4 前2項の告示があったときは、新条例第15条の2第3項及び第15条の4第3項において準用する第8条第3項の規定による告示があったものとみなす。

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を守るため、指定された区域内におけるバーベキュー等及び指定された区域内・時間におけるプレジャーボート等の航行を禁止することについて、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 目的規定の整備（第1条関係）

目的規定を次のとおり整備する。

この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(2) 用語の定義の追加（第2条関係）

ア バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。

イ プレジャーボート等 水上オートバイ，モーターボートその他の推進機関としての内燃機関を備える船舶のうち，次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

(ア) 漁船法第2条第1項に規定する漁船

(イ) 海上運送法の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

(ウ) 国又は地方公共団体が所有する船舶

(エ) 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

ウ 航行 内燃機関を用いて船舶が進行することをいう。

(3) バーベキュー等禁止区域の指定等（第15条の2関係）

ア 市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定

することができる。

イ 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

ウ 市長は、バーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

エ 市長は、バーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除をしようとするときは、あらかじめ関係地域の市民、事業者、団体等と協議するものとする。

(4) バーベキュー等の禁止（第15条の3関係）

何人も、指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

(5) プレジャーボート等航行禁止区域の指定等（第15条の4関係）

ア 市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域として、プレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。

イ 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又はプレジャーボート等の航行を禁止する時間を変更することができる。

ウ 市長は、プレジャーボート等航行禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更をしたときは、その旨を告示するものとする。

エ 市長は、プレジャーボート等航行禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更をしようとするときは、あらかじめ関係地域の市民、事業者、団体等と協議するものとする。

(6) プレジャーボート等の航行の禁止（第15条の5関係）

何人も、指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等を航行させる場合

イ 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等を航行させる場合

(7) 勧告及び命令並びに罰則（第18条関係）

市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができるものとし、命令に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

ア バーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者

イ プレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

(8) その他関係条文の整備

3 施行期日等

(1) 平成23年6月1日。ただし、(2)及び(3)は、公布の日

(2) 施行日からバーベキュー等禁止区域として指定する区域は、施行日前においても、告示することができる。

(3) 施行日からプレジャーボート等航行禁止区域として指定する区域及び当該区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間は、施行日前においても、告示することができる。

船舶安全法抜粋

第二条 (第1項省略)

- 2 前項ノ規定ハ櫓權ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ国土交通大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

船舶安全法施行規則抜粋

第二条 法第二条第二項の国土交通大臣の定める小型の舟は、六人を超える人の運送の用に供しない舟とする。

- 2 法第二条第二項の国土交通大臣において特に定める船舶は、次のとおりとする。
- 一 推進機関を有する長さ十二メートル未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）であつて次に掲げるもの
 - イ (省略)
 - ロ 長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のもの
 - 二・三 (省略)
 - 四 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの
 - 五・六 (省略)

漁船法抜粋

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もつぱら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

(第2項及び第3項省略)

海上運送法抜粋

(定義)

第二条 (第1項省略)

- 2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。
- 3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。
- 4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。
- 5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。
- 6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

(第7項から第11項まで省略)